

令和3年3月24日

(件名)

## 静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）（案）の概要

(福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室)

## 1 計画の策定（改定）の経緯

- 基本理念の指標である「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合は、これまでの取組により、平成11年度調査(20.5%)から年々上昇し、令和2年度は48.2%となり、目標値(50%)には達していないが、県民の間に人権尊重の意識は着実に高まっている状況にある。
- 静岡県人権会議において、毎年度、計画の推進状況を報告しており、今後も継続した人権教育・啓発、相談支援等に取り組むよう、要望や意見を受けている。
- これまでの人権課題に加え、新たな人権課題（LGBT、再犯防止等）も発生していることから、これらにも対応していく必要があるとの意見も受けている。
- こうした状況及び意見を踏まえ、計画を策定（改定）（計画期間：令和3～7年度）する。

## 2 計画の策定（改定案）

## (1) 基本理念

## ア 指標

これまでの静岡県人権会議において、現行計画の基本理念が『二重の問いかけとなっている』、『「人権意識の定着」が住み良い県につながると考えない場合もある』という意見があったことから、「人権尊重意識」の定着を問う表現に見直す。

現行	「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合
改定案	「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合

## イ 目標値

静岡県人権会議の委員からは、人権尊重意識の定着度を50%以上にすることは、大変難しいことだとの御意見もいただいております。県として県民の2人に1人に「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じてもらえるよう、改定案の目標値は、「50%以上」とする。

(単位：%)

基本理念の指標	27	28	29	30	元	2	目標値
(～第2次改定) 「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合	38.8	38.9	37.1	45.3	38.1	48.2	50%以上
(第3次改定) 「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	—						50%以上

※27～30、2年度は県政世論調査、元年度は人権問題に関する県民意識調査結果

## (2) 項目・指標等の見直し

### ア 現行計画後の人権に関する法律等への対応

#### ・人権3法等を踏まえた課題や取組の追加

##### ①障害者差別解消法

障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等

##### ②ヘイトスピーチ解消法

特定の民族や国籍の人々への差別的な言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組に対する基本理念、国及び地方自治体の責務、基本的施策の推進等

##### ③部落差別解消推進法

部落差別のない社会の実現、部落差別の解消に関する国及び地方自治体の責務等

### イ 新たな人権課題への対応

#### ・分野別施策項目の追加

##### ①刑を終えて出所した人

高い再犯者率の中、県再犯防止推進計画を踏まえ、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消に向けた取組など

##### ②性的指向・性自認

LGBT等への意識の高まりや市町での取組を踏まえ、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向けた取組など

##### ③災害に起因する人権問題

原発被災者への人権侵害等、災害時や災害後における要配慮者に対する人権への配慮等の取組など

#### ・項目名の変更（「外国人」→「外国人県民」）

「外国人をめぐる人権問題」については、「外国人」という対象としてだけで捉えるのではなく、「生活者や地域住民」という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として、国籍や文化の違いを越えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を目指すという趣旨で、『外国人県民』と項目名を変更

#### ・新型コロナウイルスに係る誹謗中傷への対応

感染症患者等に関する人権問題に、対象として、医療従事者やその家族等を加え、新型コロナウイルスに係る誹謗中傷への対応を追加

### ウ 指標の見直し

#### ・原則は、令和7年度までの目標値を設定

#### ・新ビジョンや各計画における数値目標を使用しているものについては、暫定でそれぞれの数値目標を設定し、各計画等の改定時に追補又は見直しを実施